

別記様式第34号(第63条関係)

その1	※ 受 理 年 月 日		※ 交 付 年 月 日	
	※ 受 理 番 号		※ 交 付 番 号	
<p>店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の12第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</p>				
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称				
住 所		〒 () () 局 番		
本 籍 ・ 国 籍				
生 年 月 日		年 月 日生		
そ 法 人 の 代 表 者、	(ふりがな) 氏 名			
	住 所	〒 () () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		
(ふりがな) 営 業 所 の 名 称				
営 業 所 の 所 在 地		〒 () () 局 番		
電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号				

その2				
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造			
	建物内の営業所の位置			
	個室の数	室	営業所の床面積	m ²
	個室の総床面積	m ²	各個室等の床面積	m ²
m ²				m ²
電気通信設備の概要 法第2条第9項の	設置場所の所在地			
	機器の構成及び処理能力			
統括業務管理の実施者	(ふりがな) 氏名			
	住所	〒() () 局 番		
	本籍・国籍			
	生年月日	年 月 日生		
営業を開始しようとする年月日		年 月 日		
※地 区		① 禁止地区内		② 禁止地区外

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「各個室の床面積」欄には、客が在室することとなる個室について記載すること。
- 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとに、使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第35号（第65条関係）

その1		<p>営業の方法 (店舗型電話異性紹介営業)</p>	
氏名又は名称 営業所の名称 営業所の所在地			
営業時間		午前 時 分から	午前 時 分まで 午後 午後
広告又は宣伝の態様	広告又は宣伝の方法	①する ②しない ① 広告物の表示（場所： ） ② 新聞・雑誌（広告の頻度： ） ③ インターネット（URL： ） ④ 割引券、ビラ等の頒布（場所： ） ⑤ その他（ ） ⑥ 広告又は宣伝はしない	
	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の立入り及び利用の禁止を明らかにする方法様		
営業所の入口における18歳未満の者の立入り禁止の表示方法			
18歳未満の者を従業者として使用すること		①する ②しない	
		①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）	

その2			
酒 類 の 提 供		①する ②しない	
		①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法	
法 第 31 条 の 13 第 3 項 の 規 定 に よ り 講 ず る 措 置 の 内 容	措 置 の 具 体 的 内 容		
	す 与 当 る し 該 場 た 措 合 置 と は 別 し 、 番 号 当 該 等 付 を 人 与 利 が 者 用 付	(ふりがな) 名 称	
		住 所	〒() () 局 番
		(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
		付 与 を 行 う 方 法 及 び 場 所	
役 務 提 供 の 態 様			
当 該 営 業 所 に お い て 他 の 営 業 を 兼 業 す る こ と		①する ②しない	
		①の場合：当該兼業する営業の内容	

備考

- 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
- 「付与を行う方法及び場所」欄には、識別番号等付与希望者が18歳以上であることを確認するための方法及び当該識別番号等を付与する場所を記載すること。
- 「役務提供の態様」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（客に競わせるか又は営業を営む者が割り当てるかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取り次ぐかの別）等の事項を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。